

区分所有法 招集の通知 管業 R02-29-1 <#811>

【問】 正誤をつけよ。

集会は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示して各区分所有者に通知を~~発~~しなければならず、議案の要領をも通知しなければならない場合もある。

【答え】 正しい

<ポイント> 招集の通知 管業【★入門】 宅建【★入門】

1 集会の招集の通知は、会日より少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項を示して、各区分所有者に~~発~~しなければならない。（区分法 35 条 1 項本文）

5 第1項の通知をする場合において、会議の目的たる事項が第17条第1項、第31条第1項、第61条第5項、第62条第1項、第68条第1項又は第69条第7項に規定する決議事項であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。

<議案の要領が必要となる決議>

①	共用部分の重大変更
②	規約の設定、変更及び廃止
③	大規模滅失の復旧決議
④	建替え決議
⑤	団地に関する規約の設定の特例
⑥	一括建替え決議

3/4以上
4/5以上

・法人化
・ギン返り者に対する措置